

# 災害廃棄物処理の産業界による協力

災害廃棄物の処理の推進に関する  
関係閣僚会合(第2回)  
経済産業省資料  
平成24年4月17日

- 東日本大震災における災害廃棄物の産業界による受入量は、4月9日時点で、約15万トン(これまでに処理された災害廃棄物の約8%)。
- 「第1回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」後、下記9業界団体に対して災害廃棄物処理の協力を要請し、主要な各業界による受入可能量を調査。  
(協力要請先)  
セメント協会、日本製紙連合会、日本鉄鋼連盟、日本化学工業協会、日本自動車タイヤ協会、電気事業連合会、日本繊維板工業会、経団連、日本商工会議所
- 現時点で、35社46事業所等において、下記の基本的条件が満たされれば災害廃棄物の受入可能性があることを確認。さらに、追加条件も満たされれば、最大で70社115事業所等において受入可能性があることも確認。

## <受入における基本的条件>

- ①企業立地自治体による周辺住民等への説明や理解の醸成(風評被害への対応等)
- ②搬出災害廃棄物の放射能濃度・塩素濃度・燃焼物のサイズ・水分量等の管理や、重金属類・有害物質等の除去等の品質の確保(※被災地における前処理に必要な設備の早期導入等)
- ③関連法令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)による規制の柔軟な運用
- ④自治体による放射性物質を含む焼却灰や増加分の焼却灰等の引き取り
- ⑤採算の取れる処理費用

等

## <追加条件>

- ①既存燃料(国内間伐材処理受入・海外からの調達等)の受入契約の変更等に伴う問題の解決
- ②停止設備の運転等における整備費・検査費等のコスト補填

等